

犯罪被害にあわれた方・ご遺族の方へ

長岡市犯罪被害者等見舞金制度のご案内

犯罪行為により被害にあわれたご本人やそのご遺族に見舞金を支給します。
(令和3年4月1日以降に起こった犯罪被害が対象です。)

見舞金の種類・給付額・対象者

【遺族見舞金】30万円

犯罪被害によって亡くなった方のご遺族に支給

【重傷病見舞金】10万円

犯罪被害によって重傷病※を負われた方に支給

※療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要する(精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない)と医師に診断された方

対象となる犯罪

- ・刑法等に規定する人の生命又は身体を害する罪にあたる行為

対象要件

- ・犯罪行為により死亡又は重傷病を負ったものであること
- ・犯罪発生時に新潟県内に住所があり、かつ申請時に長岡市に住所があること
- ・犯罪行為による被害にあった事実が警察への申立などで客観的に確認できること
- その他、申請に必要な要件がありますので、詳しくはお問合せください。

対象外となる場合

- ・他の地方公共団体から同種の金銭給付を受けている場合
- ・犯罪発生時に加害者との間に親族関係(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)がある場合
- ・犯罪被害者又は助成金を受ける者が、暴力団員等である場合
- ・助成金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合

申請期限

犯罪発生から原則1年以内

(やむを得ない理由が認められる場合は、その理由がなくなった日から6か月以内)

申請に必要な書類

- ・見舞金支給申請書 ・犯罪被害に関する申立書 ・住民票又は戸籍の附票の写し
- ・遺族と被害者の続柄が確認できる証明書(遺族見舞金の場合)
- ・負傷又は疾病の状況や1か月以上の療養期間が確認できる診断書(重傷病見舞金の場合)

問い合わせ先・申請窓口

長岡市市民協働推進部市民課 生活安全班

TEL : 0258-39-2206 FAX : 0258-39-2258 メール : bouhan@city.nagaoka.lg.jp

※見舞金制度の利用には、上記以外にも必要な条件があるため、申請前の相談をお願いします。